|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書**  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　　年　　　　月　　　　日  日立市農業委員会会長　殿  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　譲受人（借受人）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　譲渡人（貸付人）  　下記によって転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定・移転したいので農地法第５条第１項第６号の　　　　　　　　　規定によって届け出ます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| １  当事者の氏名住所等 | 当事者の別 | | 氏　　　名 | | | | | | | | | 住　　　所 | | | | | | |
| 譲 受 人  （借受人） | |  | | | | | | | | |  | | | | | | |
| 譲 渡 人  （貸付人） | |  | | | | | | | | |  | | | | | | |
| ２  土地の所在、地番、地目、面積及び所有者並びに耕作者の氏名 | 土地の表示 | | | | | 地 番 | 地 目 | | | | 面 積  （㎡） | | 土地の所有者 | | | 耕　作　者 | | |
| 市 | 町 | | 字 | | 登記簿 | | | 現況 | 氏　名 | | 住　所 | 氏　名 | | 住　所 |
| 日立 |  | |  | |  |  | | |  |  | |  | |  |  | |  |
|  |  | |  | |  |  | | |  |  | |  | |  |  | |  |
|  |  | |  | |  |  | | |  |  | |  | |  |  | |  |
| 計　　　　　　筆　　　　　　　㎡　（田　　　　　筆　　　　　　㎡、　畑　　　　　筆　　　　　　　㎡） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ３　権利を設定、移転しようとする契約の内容 | 権利の種類 | | | | 権利の設定、移転の別 | | | | 権利の設定、移転の時期 | | | | | 権利の存続期間 | | | その他 | |
|  | | | | 設定 ・ 移転 | | | |  | | | | |  | | |  | |
| ４  転用計画 | 転用の目的 | | | |  | | | | | | | | | | | | | |
| 転用の時期 | | | | 工事着工時期 | | | 令 和　　　　年　　　　　月　　　　　日 | | | | | | | | | | |
| 工事完了時期 | | | 令 和　　　　年　　　　　月　　　　　日 | | | | | | | | | | |
| 転用の目的に係る事業又は施設の概要 | | | | | | |  | | | | | | | | | | |
| ５ 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要 |  | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ６添付書類、その他参考となるべき事項 | １　添付が必須のもの（添付したものは、□を「☑」としてください。）  □　(1)　全部事項証明書の原本（３か月以内に発行されたもの）  □　(2)　位置図（縮尺：1／500～1／25,000、市販されている地図可）  ２　必要に応じて添付が必要なもの（添付したものは、□を「☑」としてください。）  □　(1)　委任状（代理人が申請の場合。譲受人、譲渡人それぞれ必要）  □　(2)　住民票等（全部事項証明書に記載されている土地所有者の住所、氏名と譲渡人（貸付人）の現住所、氏名が異なる場合、当該証明書の住所、氏名から現住所、氏名までつながる書類）  □　(3)　測量図（上記２に記載の土地の一部を転用する場合）  □　(4)　届出地が耕作目的で貸借契約を結んでいる場合は、解約を証する書面。（農地法第１８条）  □　(5)　その他必要な書類 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（連絡先　　　　　　　　　　　　電話　　　　　　　　　　　　　）

（記載要領）

１　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。

２　法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。

３　譲渡人が２人以上である場合には、届出書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、届出書の１及び２の欄には、「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙１及び別紙２のとおりとします。

４　「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

（別紙１）

届出書１の欄　　届出当事者の氏名、住所及び職業

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 当事者の別 | 氏　　　名 | 捺印 | 住　　　　所 | 職　　業 |
| 譲 受 人  （借受人） |  |  |  |  |
| 譲 渡 人  （貸付人） |  |  |  |  |
| 〃 |  |  |  |  |
| 〃 |  |  |  |  |
| 〃 |  |  |  |  |

（別紙２）

届出書２の欄　　届け出ようとする土地の所在等

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 譲渡人の氏名  （貸付人の氏名） | 所　　　在 | 地　番 | 地目 | | 面　積  （㎡） | 土地所有者 | | 耕　作　者 | |
| 登記簿 | 現況 | 氏名 | 住　所 | 氏名 | 住　所 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計　　　　筆　　　　　㎡（田　　筆　　　　㎡、畑　　筆　　　　㎡、採草放牧地　　筆　　　　㎡） | | | | | | | | | |

（記載要領）　本表は、譲渡人の順に名寄せして記載してください。

**市街化区域内の農地転用届出の手続きについて**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日立市農業委員会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話(２２)３１１１内線４０４

１　市街化区域内の農地転用届出書の受付について

(1)　随時、農業委員会事務局で受付けております。

(2)　毎月１０日（土、日、祝日の場合は、直後の開庁日）は、定例総会日のため、職員が不在となる場合があります。

２　届出に係る注意点について

(1)　転用の手続きをして受理されますと、地方税法に基づいて固定資産税、都市計画税が翌年からは農地課税から宅地並み課税になります。

(2)　届出をした後は、処分の取消は行政上の理由がないかぎりできませんので、手続きは慎重にお願いするとともに、届出者の住所については、誤記の無いように記載してください。

転用届出に必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書　　類 | 部数 | 内　　　　　　　　　容 |
| 届出書 | １ | 届出書用紙は、農業委員会事務局又は市の支所にもあります。 |
| ※全部事項証明書 | １ | ・届出する土地の全部事項証明書（土地登記簿謄本）で３ヵ月以内のもの）  ・所有者の住所が登記事項証明書の住所、氏名が相違している場合は、同一人であることを証する書面(戸籍の附表票等)を添付 |
| ※位置図 | １ | 市販されている地図など　縮尺＝1/500～1/25,000 |
| 委任状 | １ | 代理の方が届出される場合には、委任状（自署・押印）を添付。 |
| 仮換地証明書 | 1 | 区画整理施行地区内で本換地が済んでいない場合  （市役所　都市整備課） |
| 小作解約を  証する書面 | 1 | 届出地が耕作目的で貸借契約を結んでいる場合は、解約を証する書面。（農地法第１８条） |
| その他参考書類 | 1 | ・以上の添付書類のほか、必要に応じて提出していただくことがあります。  ・届出する土地に、仮登記がしてある場合は、抹消後申請するか、権利者が同意した旨の書面を添付。 |

※添付書類‥‥全部事項証明書と位置図は必須。その他は必要に応じ添付が必要。

※受理書の発行‥‥原則月曜日から金曜日までの届け出は、翌週発行しています。